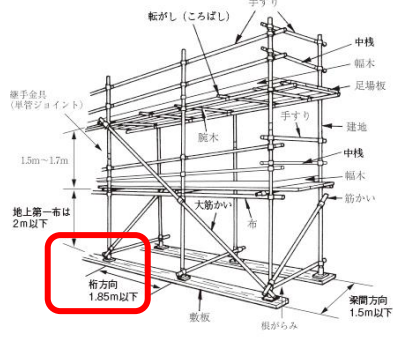
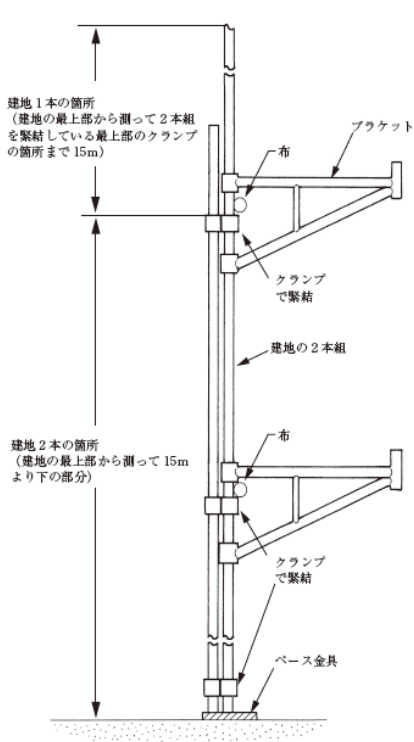
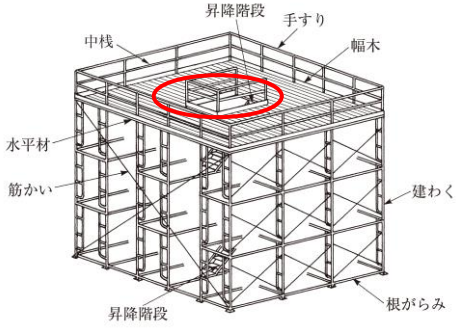


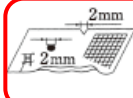
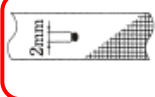
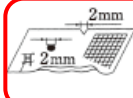
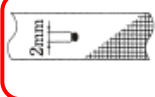
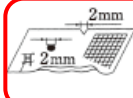
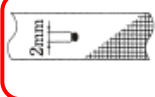

第4改訂4版（2019年4月19日）			第4改訂5版（令和2年12月10日）																								
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																						
中表紙	最下段	「労働災害防止団体法」に基づき設立された <u>公共的法人</u> です	中表紙	最下段	「労働災害防止団体法」に基づき設立された <u>特別民間法人</u> です																						
11	4行目	ア 高さ <u>85cm</u> 以上の～（省略）	11	4行目	ア 高さ <u>90cm</u> 以上の～（省略）																						
11	図2-1 ③	③作業床の端には、高さ <u>90cm</u> 以上（ <u>安衛則では85cm以上</u> ）の手すりおよび高さ <u>35cm</u> 以上 <u>50cm</u> 以下の棧を設ける。 ※高さ <u>90cm</u> 以上は、 <u>建設業労働災害防止規程</u> で定めている。（下線削除）	11	図2-1 ③	③作業床の端には、高さ <u>90cm</u> 以上の手すりおよび高さ <u>35cm</u> 以上 <u>50cm</u> 以下の棧を設ける。																						
11	下から4行目上段	（右記修正追加）	11	下から7行目	手すりの高さは、労働安全衛生規則では <u>85cm</u> 以上、建設業労働災害防止規程では <u>90cm</u> 以上と定めている。（以下、手すりの高さは、建設業労働災害防止規程で表記する。）																						
15	15行目	日本 <u>工業規格</u>	15	15行目	日本 <u>産業規格</u>																						
21	表3-2 作業の急所 最下段	<p>表3-2 安全作業手順書の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の手順</th> <th>作業の場所</th> <th>危険のポイント</th> <th>安全対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. 羽根わくを取り付ける。 1層目作業完了</td> <td>・断面に等間わくを取り付ける。 ・つかみ金具を完全に付ける。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 層目 1. 組み立てる。</td> <td>・体のバランスを崩し、両脚をジョイントへ同時に挿入する。</td> <td>○バランスを崩し、墜落の危険</td> <td>○戻り足をわく上へは、昇降機を使用して上がる。</td> </tr> <tr> <td>2. 上下間わくを等間にするためのアームロックを取り付ける。 ・安全帯から等間わくを付ける。 ・足場幅部裏側に手すり、中棧を取り付ける。</td> <td>・下部のアームロックを取り付ける時はできるだけ1層目からアームロックを待ち上げるようにする。 ・手すり高さを90cm以上、中棧50cm以上の位置に緊結して固定する。</td> <td>足場の組立作業で、揺動、安全帯を脱用しない等注意</td> <td>○後部脚から取り付ける。 ○後部脚から取り付ける。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（上記赤枠内 ・手すり高さ <u>90cm</u> 以上、中棧 <u>50cm</u> 以上の位置に緊結金具で緊結する。 右記に修正）</p>	作業の手順	作業の場所	危険のポイント	安全対策	10. 羽根わくを取り付ける。 1層目作業完了	・断面に等間わくを取り付ける。 ・つかみ金具を完全に付ける。			2 層目 1. 組み立てる。	・体のバランスを崩し、両脚をジョイントへ同時に挿入する。	○バランスを崩し、墜落の危険	○戻り足をわく上へは、昇降機を使用して上がる。	2. 上下間わくを等間にするためのアームロックを取り付ける。 ・安全帯から等間わくを付ける。 ・足場幅部裏側に手すり、中棧を取り付ける。	・下部のアームロックを取り付ける時はできるだけ1層目からアームロックを待ち上げるようにする。 ・ 手すり高さを90cm以上、中棧50cm以上の位置に緊結 して固定する。	足場の組立作業で、揺動、安全帯を脱用しない等注意	○後部脚から取り付ける。 ○後部脚から取り付ける。	21	表3-2 作業の急所 最下段	（表省略） ・手すり高さ <u>90cm</u> 以上、中棧 <u>35cm</u> ～ <u>50cm</u> 以上の位置に緊結金具で緊結する。						
作業の手順	作業の場所	危険のポイント	安全対策																								
10. 羽根わくを取り付ける。 1層目作業完了	・断面に等間わくを取り付ける。 ・つかみ金具を完全に付ける。																										
2 層目 1. 組み立てる。	・体のバランスを崩し、両脚をジョイントへ同時に挿入する。	○バランスを崩し、墜落の危険	○戻り足をわく上へは、昇降機を使用して上がる。																								
2. 上下間わくを等間にするためのアームロックを取り付ける。 ・安全帯から等間わくを付ける。 ・足場幅部裏側に手すり、中棧を取り付ける。	・下部のアームロックを取り付ける時はできるだけ1層目からアームロックを待ち上げるようにする。 ・ 手すり高さを90cm以上、中棧50cm以上の位置に緊結 して固定する。	足場の組立作業で、揺動、安全帯を脱用しない等注意	○後部脚から取り付ける。 ○後部脚から取り付ける。																								
44	表4-2	（右記に差し替え）	44	表4-2	<p>表4-2 建わくの標準寸法及び許容支持力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">脚柱・構架材 支持材の外径</th> <th colspan="2">構造・寸法</th> </tr> <tr> <th>幅(上端間隔)</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標準わく</td> <td rowspan="2">42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>900 914</td> <td>1,600 1,625</td> </tr> <tr> <td>1,300 1,219</td> <td>1,700 1,725 1,900 1,925 2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間隔わく</td> <td rowspan="2">33.7以上(34.0±0.25)</td> <td>600</td> <td>1,800以下</td> </tr> <tr> <td>410 600 610 750 762</td> <td>1,600 1,700 1,725 1,800</td> </tr> <tr> <td>拡張わく 既編わく</td> <td>42.4以上(42.7±0.25)</td> <td>600以上 1,250以下</td> <td>1,800以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 高さについては、脚柱ジョイントのカラーの寸法を含むものとする。 許容支持力については、(一社) 建設工業会が発行する「足場・型枠工後工設計指針」等で確認すること。</p>	種類	脚柱・構架材 支持材の外径	構造・寸法		幅(上端間隔)	高さ	標準わく	42.4以上(42.7±0.25)	900 914	1,600 1,625	1,300 1,219	1,700 1,725 1,900 1,925 2,000	間隔わく	33.7以上(34.0±0.25)	600	1,800以下	410 600 610 750 762	1,600 1,700 1,725 1,800	拡張わく 既編わく	42.4以上(42.7±0.25)	600以上 1,250以下	1,800以下
種類	脚柱・構架材 支持材の外径	構造・寸法																									
		幅(上端間隔)	高さ																								
標準わく	42.4以上(42.7±0.25)	900 914	1,600 1,625																								
		1,300 1,219	1,700 1,725 1,900 1,925 2,000																								
間隔わく	33.7以上(34.0±0.25)	600	1,800以下																								
		410 600 610 750 762	1,600 1,700 1,725 1,800																								
拡張わく 既編わく	42.4以上(42.7±0.25)	600以上 1,250以下	1,800以下																								
49	下から3行目	作業床から高さ <u>85cm</u> 以上の位置に～（省略）	49	下から3行目	作業床から高さ <u>90cm</u> 以上の位置に～（省略）																						
55	7行目	<u>90cm</u> 以上※（ <u>安衛則では85cm以上</u> ）の手すり及び中棧さんを設ける。（下線削除）	55	7行目	<u>90cm</u> 以上の手すり及び中棧さんを設ける。																						

第4改訂4版(2019年4月19日)			第4改訂5版(令和2年12月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
55	10行目	<u>※高さ90cm以上は、建設業労働災害防止規程で定めている。以下同じ。(下線削除)</u>	55	10行目	(P11に既に記載のため 削除)
60	4行目 下から2行目	<u>(安衛則では85cm以上)</u> (削除) <u>(安衛則では85cm以上)</u> (削除)	60		(削除)
61	図4-21の上段	(右記追加)	61	図4-21の上段	階段の蹴上げ高さは、足場先行工法ガイドラインは、「30cm以下」、(一社)仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm以下」となっている。また、踏面の大きさ(奥行)は、足場先行工法ガイドラインは「20cm以上」、(一社)仮設工業会の仮設機材認定基準では、「18cm以上」となっている。
83	表4-11	(着眼点の壁つなぎ③) ③ <u>壁つなぎのアンカー等の強度は十分か。</u> (下線右記に修正)	83	表4-11	③ <u>壁つなぎのアンカー等の強度は十分か。</u>
84	14行目	単管足場の使用高さは、31m以下が多い。それ以上の高さになると、強度上の点から、 <u>建地の上端から31m以下の建地の部分を2本組にしなければならない。</u> (下線右記に修正)	84	14行目	単管足場の使用高さは、31m以下が多い。それ以上の高さになると、強度上の点から、 <u>建地の上端から31m以下の建地の部分を2本組とすること。</u> (下線右記に修正)
84	17行目	建地の最大使用荷重～(省略) (右記下線追加)	84	17行目	<u>当該建地の最大使用荷重～(省略)</u>
91	8行目	<u>④型わく用鋼管が混入していないことを確かめる。型わく用鋼管は、ピン加工等がされていないので、単管足場の部材として用いてはならない。(右記に変更)</u>			<u>④足場用鋼管以外の部材が混入していないか確認する。</u>
93	図4-42	(右記に差し替え)	93	図4-42	 <p>図4-42 単管足場の組立例</p> <p>(赤枠箇所修正)</p>

第4改訂4版(2019年4月19日)			第4改訂5版(令和2年12月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
94	下から5行目	⑤建地の高さが31mを超える場合は、最上部の作業床から31mより下の部分を2本組の建地とし、1層毎にこの2本の建地を緊結金具で緊結する(図4-45参照)。ただし、建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。)が当該建地の最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、この限りでない。(右記に修正)	94	下から5行目	⑤建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。)が当該建地の最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、この限りではない。
95	11行目	③腕木は、布より5cm以上～(省略)	95	11行目	③腕木は、布より5cm程度～(省略)
96	下から4行目	②手すりの高さは、床面から90cm以上(安衛則では85cm以上)～(省略)(下線削除)	96	下から4行目	②手すりの高さは、床面から90cm以上～(省略)
107	図4-58	(右記に差し替え)	107	図4-58	 <p>図4-58 2本組建地の例</p>
109	下から9行目	手すりの高さは、床面から90cm以上(安衛則では85cm以上)とし、～(省略)(下線削除)	109	下から9行目	手すりの高さは、床面から90cm以上とし、～(省略)
109	最下段	①壁つなぎの取り付け間隔は、水平及び垂直方向いずれも3.6m以下とする。	109	最下段	①壁つなぎの取り付け間隔は、安衛則第571条において、垂直方向5.0m以下、水平

第4改訂4版（2019年4月19日）			第4改訂5版（令和2年12月10日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					方向 5.5m以下とされているが、一般社団法人仮設工業会では、ブラケット側足場については、垂直及び水平方向いずれも 3.6m以下としている。
124	下から3行目	② 階段に沿って、高さ 90cm 以上（ <u>安衛則では 85cm 以上</u> ）の～（省略）（下線削除）	124	下から3行目	② 階段に沿って、高さ 90cm 以上の～（省略）
125	2行目	①手すりの高さは、床付き布わくから 90cm 以上（ <u>安衛則では 85cm 以上</u> ）とし、～（省略）（下線削除）	125	2行目	①手すりの高さは、床付き布わくから 90cm 以上とし、～（省略）
143	2行目	①階段は、原則として踏面 18cm 以上、 <u>蹴上げ 35cm 以下とし、手すり、中棧さんを設置する。</u> （下線右記に変更）	143	2行目	① 階段の蹴上げ高さは、 <u>足場先行工法ガイドラインは「30cm 以下」、（一社）仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm 以下」となっている。</u> また、踏面の大きさ（奥行）は、 <u>足場先行工法ガイドラインは「20cm 以上」、（一社）仮設工業会の仮設機材認定基準では、「18cm 以上」となっている。</u>
145	7行目	ア 足場に所定の間隔で壁つなぎを設ける。壁つなぎの間隔は、垂直方向 3.6m 以下、水平方向 5.5m 以下とする。（下線右記に変更）	145	7行目	ア 足場に所定の間隔で壁つなぎを設ける。壁つなぎの間隔は、垂直方向 5.0m 以下、水平方向 5.5m 以下とする。
176	3行目	事業者は、つり棚足場の組立て、変更の後及び地震や悪天候の後には、～（省略）	176	3行目	事業者は、つり棚足場の組立て、 <u>一部解体もしくは変更の後及び地震や悪天候の後には、</u> ～（省略）（下線追加）
191	図 4-132	（図省略） （右記に変更）	191	図 4-132	<p>図 4-132 脚立の例</p>

第4改訂4版（2019年4月19日）			第4改訂5版（令和2年12月10日）																											
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																									
195	図4-135	(図省略) (右記に修正)	195	図4-135	 <p>図4-135 棚足場の例 (赤枠内手すりを2段に修正)</p>																									
199	3行目 6行目	85 cm 85 cm	199	3行目 6行目	90 cm 90 cm																									
209	表4-43	(表省略) (右記赤枠箇所修正)	209	表4-43	<p>表4-43 網糸、緑網及びつり網の強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">網目の大きさ (cm)</th> <th colspan="3">網糸の使用時の強度(N)</th> <th rowspan="2">緑網及びつり網の新品時の強度 (N)</th> </tr> <tr> <th>かえるまた 結節網地</th> <th>無結節網地</th> <th>ラッセル網地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>1,320</td> <td>1,470</td> <td>1,380</td> <td rowspan="4">14,700</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>590</td> <td>—</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table> <p>(仮設工業会認定基準より)</p>	網目の大きさ (cm)	網糸の使用時の強度(N)			緑網及びつり網の新品時の強度 (N)	かえるまた 結節網地	無結節網地	ラッセル網地	10	1,320	1,470	1,380	14,700	5	590	—	590	3	—	—	350	1.5	—	—	170
網目の大きさ (cm)	網糸の使用時の強度(N)			緑網及びつり網の新品時の強度 (N)																										
	かえるまた 結節網地	無結節網地	ラッセル網地																											
10	1,320	1,470	1,380	14,700																										
5	590	—	590																											
3	—	—	350																											
1.5	—	—	170																											
222	2行目	<u>つりわく足場等の外側面に落下物防止のために建築工事用垂直ネット注)を取り付ける</u> (写真4-18参照) (下線修正)	222	2行目	<u>建築工事用垂直ネットは、主に鉄骨工事においてボルト、工具等の飛来落下物の防護のため、鉄骨の外側面に設けるものである。</u> (写真4-18参照)。																									
229	4行目	(省略) ~墜落防止措置として <u>安全帯</u> を使用し~ (省略)	229	4行目	(省略) ~墜落防止措置として <u>要求性能墜落制止用器具</u> を使用し~ (省略)																									
229	5行目 下段	(右記追加)	229	6行目	<u>なお、本書では関係法令の条文を除き、建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という用語が定着していることから、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記する。</u>																									
229	下から4行目	<u>平成30年6月、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等が一部改正された。</u> (右記に修正)	230	1行目	<u>平成30年6月公示、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等が一部改正され、平成31年2月1日施行された。</u>																									
230	表5-2	(表省略) 安全帯 (現行) (下線右記に修正)	230	表5-2	<p>表5-2 墜落制止用器具として認められる器具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具</th> <th>安全帯 (旧)</th> <th>墜落制止用器具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 脚ベルト型 (一本つり)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 脚ベルト型 (H字つり)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>③ ハーネス型 (一本つり)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>安全帯 (旧)</p>	器具	安全帯 (旧)	墜落制止用器具	① 脚ベルト型 (一本つり)	○	○	② 脚ベルト型 (H字つり)	○	×	③ ハーネス型 (一本つり)	○	○													
器具	安全帯 (旧)	墜落制止用器具																												
① 脚ベルト型 (一本つり)	○	○																												
② 脚ベルト型 (H字つり)	○	×																												
③ ハーネス型 (一本つり)	○	○																												
233	下から11行目	(2) 使用可能な最大 <u>重量</u> に耐える器具を選定使用する者の体重と装備品の合計の <u>重量</u> が使用可能な最大 <u>重量</u> を超えないように器具を選定する。(下線修正)	233	下から11行目	(2) 使用可能な最大 <u>質量</u> に耐える器具を選定使用する者の体重と装備品の合計の <u>質量</u> が使用可能な最大 <u>質量</u> を超えないように器具を選定する。																									

第4改訂4版（2019年4月19日）			第4改訂5版（令和2年12月10日）																						
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																				
234	3行目	安全帯を携行していても、 <u>危険場所</u> で使用しなければ何の役にも立たない。また、安全帯を使用する場合でも、その取り付ける <u>もの</u> が不完全であったり、～（省略）	234	3行目	安全帯を携行していても、 <u>必要な場所</u> で使用しなければ何の役にも立たない。また、安全帯を使用する場合でも、その取り付ける <u>箇所</u> が不完全であったり、～（省略）																				
236	7行目	安全ブロックの使用又はロック機能付き巻取り器を用いるなど、～（省略） （下線右記に修正）	236	7行目	安全ブロックの使用又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いるなど、～（省略）																				
240	表5-5	ベルトの欄（右記下線に修正）	240	表5-5	<p style="text-align: center;">表5-5 安全帯の廃棄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ベ ル ト</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">両 耳</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">  2mm 耳 2mm </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 肩ベルトは3mm以上 フルハーネスは2mm以上の 摩耗・切り傷等があるもの </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <small>3つ打もロープ（新品） 8つ打もロー</small> </td> </tr> </table> <p>肩ベルトは3mm 以上 フルハーネスは2mm 以上 の摩耗・切り傷等があるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">摩耗・擦り切れ・切り傷・焼損・溶融</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">幅の中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">  3mm </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 肩ベルトは3mm 以上 フルハーネスは2mm 以上の 摩耗・切り傷等があるもの </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <small>ロープ（新品） ストラップ（新品）</small> </td> </tr> </table> <p>肩ベルトは3mm 以上 フルハーネスは2mm 以上 の摩耗・切り傷等があるもの</p>	ベ ル ト	両 耳	 2mm 耳 2mm	肩ベルトは3mm以上 フルハーネスは2mm以上の 摩耗・切り傷等があるもの	<small>3つ打もロープ（新品） 8つ打もロー</small>				摩耗・擦り切れ・切り傷・焼損・溶融				幅の中		 3mm	肩ベルトは3mm 以上 フルハーネスは2mm 以上の 摩耗・切り傷等があるもの	<small>ロープ（新品） ストラップ（新品）</small>			
ベ ル ト	両 耳	 2mm 耳 2mm	肩ベルトは3mm以上 フルハーネスは2mm以上の 摩耗・切り傷等があるもの																						
<small>3つ打もロープ（新品） 8つ打もロー</small>																									
摩耗・擦り切れ・切り傷・焼損・溶融																									
幅の中		 3mm	肩ベルトは3mm 以上 フルハーネスは2mm 以上の 摩耗・切り傷等があるもの																						
<small>ロープ（新品） ストラップ（新品）</small>																									
245	図5-11	（統一安全標識 右記に変更）	245	図5-11	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図5-11 建災防統一の安全標識</p>																				
264	下から10行目上段	（右記追加）	264	下から10行目	<u>なお、二重絶縁の製品を使用することが望ましい。</u>																				

第4改訂4版（2019年4月19日）			第4改訂5版（令和2年12月10日）														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容												
267	表5-17	区分 その他の必要措置（1）の対策の例 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(4) 環境設備</td> <td style="width: 20%;">① 環境整備</td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薪集積等、廃棄及び処理等緑化の配慮 ・ 休憩、ストレッチング等の可能な場所、施設の確保 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(1) 洗面所、更衣室等の設置</td> <td style="width: 20%;">① 洗面所、更衣室等の設置</td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面の水たまり ・ 洗面設備の確保 ・ 洗面所、洗濯等の設置 ・ 清掃等の担当者等の設置 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(2) 食堂等</td> <td style="width: 20%;">① 食堂等の確保</td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場に隣接するところに食事をするのできるスペースの確保 ・ 食糧原機や自動販売機の設置 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(3) 給湯設備、洗浴室等</td> <td style="width: 20%;">① 給湯設備の確保</td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面所、洗濯場への給湯設備の設置 ・ 洗浴室の設置 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注）本表は快適職場創出の項目ごとに、対象作業、対象事象等及び対策の例を整理して示したものであるが、対象作業、対象事象等と対策の例は必ずしも対応していないものがあるため、事業者等が快適職場創出計画を策定するにあたっては、この例を参考にして個々の建設現場ごとに実態を把握し、快適職場創出に必要な対象作業、対象事象等及びその具体的対策を決定すること。</p> <p style="margin-top: 10px;">（上記赤枠内・女性用便所の確保 下線右記に修正）</p>	(4) 環境設備	① 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薪集積等、廃棄及び処理等緑化の配慮 ・ 休憩、ストレッチング等の可能な場所、施設の確保 	(1) 洗面所、更衣室等の設置	① 洗面所、更衣室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面の水たまり ・ 洗面設備の確保 ・ 洗面所、洗濯等の設置 ・ 清掃等の担当者等の設置 	(2) 食堂等	① 食堂等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場に隣接するところに食事をするのできるスペースの確保 ・ 食糧原機や自動販売機の設置 	(3) 給湯設備、洗浴室等	① 給湯設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面所、洗濯場への給湯設備の設置 ・ 洗浴室の設置 	267	表5-17	・ 女性用 <u>トイレ</u> の確保
(4) 環境設備	① 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薪集積等、廃棄及び処理等緑化の配慮 ・ 休憩、ストレッチング等の可能な場所、施設の確保 															
(1) 洗面所、更衣室等の設置	① 洗面所、更衣室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面の水たまり ・ 洗面設備の確保 ・ 洗面所、洗濯等の設置 ・ 清掃等の担当者等の設置 															
(2) 食堂等	① 食堂等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場に隣接するところに食事をするのできるスペースの確保 ・ 食糧原機や自動販売機の設置 															
(3) 給湯設備、洗浴室等	① 給湯設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面所、洗濯場への給湯設備の設置 ・ 洗浴室の設置 															
271	8行目	ミーティング方式 <u>(TBM方式)</u> （下線削除）	271	8行目	ミーティング方式												
278	最下段	作業手順書の一例を～（省略）（右記追加）	278	最下段	<u>リスクアセスメントを組み入れた</u> 、作業手順書の一例を～（省略）												
288	10行目	工事を完成させることを <u>目的</u> としている。（下線右記に修正）	288	10行目	工事を完成させることを <u>目的</u> としている。												
293	17行目	③その日の人員配置、作業予定を指示、確認する（前日の安全工程打合せ結果による <u>作業指示書</u> をもとに計画する。）。	293	17行目	③その日の人員配置、作業予定を指示、確認する（前日の安全工程打合せ結果による <u>安全衛生等を指導した書面等</u> をもとに計画する。）。												
296	1行目	4. 危険予知（KY）活動と現地 KY <u>話動</u> の取組み（下線右記に修正）	296	1行目	4. 危険予知（KY）活動と現地 KY <u>活動</u> の取組み												
300	下から11行目	<u>①通報・連絡 ②非常停止 ③退避</u> （右記に修正）	300	下から11行目	<u>①非常停止 ②退避・立入禁止 ③通報・連絡</u>												
304	4行目	②作業手順の作成時や変更時（右記下線追加）	304	4行目	②作業手順書や <u>作業計画書</u> の作成時や変更時												